

## 2022 年度表彰者及び表彰制度（案）の改正

### 1 2022 年度表彰者

令和 3 年 11 月 25 日付で公表した「川崎市障がい者スポーツ指導者協議会表彰制度（案）」に基づき、2022 年度の表彰者を次のとおり決定する。

#### (1) 表彰対象者

①新人功労賞（3 名）⇒高橋曜一、佐藤和之介、山口和之

②功労賞（1 名）⇒安保徳子

#### (2) 指導者への周知

協議会 NEWS 及び HP に掲載

#### (3) 賞品

3000 円程度の賞品

### 2 表彰制度（案）の令和 4 年 4 月 1 日付改正

(1) 第 2 条第 1 項 (1) 新人功労賞を次のとおり改める。

表彰対象年度（4 月から 3 月までの 1 年間）を含めて、3 年度以内に新規に登録した障害者スポーツ指導者。なお、新人功労賞で表彰された指導者は、翌年度以降、新人功労賞の対象としない。

（改正理由：表彰対象期間及び対象を明確にするため。）

(2) 第 2 条第 1 項 (2) 功労賞を次のとおり改める。

上記 (1) 以外。なお、功労賞で表彰された指導者は、翌年度の功労賞の対象としない。

（改正理由：表彰対象期間を明確にするため。）

(3) 第 4 条第 1 項を次のとおり改める。

川崎市障がい者スポーツ指導者協議会で募集した総会、研修、大会ボランティア、総会アンケート及び大会ボランティア参加意向アンケート（3 月 8 月実施）（以下「大会等」という。）に参加（提出を含む）された者を対象に表彰する。

（改正理由：アンケートも指導者活動のため。）

### 3 その他

協議会 NEWS 記事提供者や地域のクラブ等で活動している指導者の表彰も検討する。

以 上

令和4年4月1日

川崎市障がい者スポーツ指導者協議会

## 川崎市障がい者スポーツ指導者協議会表彰制度（案）

（目的）

第1条 障害者スポーツの発展に功績のあった者を表彰し、もって障害者のスポーツ振興に資することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 新人功労賞

表彰対象年度（4月から3月までの1年間）を含めて、3年度以内に新規に登録した障害者スポーツ指導者。なお、新人功労賞で表彰された指導者は、翌年度以降、新人功労賞の対象としない。（イ）

(2) 功労賞

上記(1)以外。なお、功労賞で表彰された指導者は、翌年度の功労賞の対象としない。（イ）

（表彰の方法）

第3条 表彰は、会長が表彰状等を授与して行う。

2 表彰を受けた者の氏名は、川崎市障がい者スポーツ指導者協議会の発行する会報に掲載して公表する。

（表彰者対象者の決定）

第4条 川崎市障がい者スポーツ指導者協議会で募集した総会、研修、大会ボランティア、総会アンケート及び大会ボランティア参加意向アンケート（3月8月実施）（以下「大会等」という。）に参加（提出を含む）された者を対象に表彰する。（イ）

2 表彰対象年度（4月から3月までの1年間）内に参加数が多い者を数名決定する。なお、大会等に参加希望していたが、人数制限等により参加できない場合は参加数に含めない。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、表彰対象年度の翌年度の役員会で決定する。

附則

1 この表彰制度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの大会等を表彰対象年度とした令和4年度の表彰から開始する（令和3年11月25日公表）。

2 この改正は、令和4年4月1日から施行する。（イ）